

「元気なまちづくりプロジェクト」地域活動支援事業」
質疑応答集（第3版／令和4年3月14日）

- ・ 本質疑応答集は、令和4年の募集に当たり、令和2年9月1日に公開した第2版を加筆等したものです。
- ・ 第2版から大幅に変更になっているため、令和4年の応募に当たっては、この質疑応答集を御確認ください。

1 申請団体について

問1-1 申請することができるのはどのような団体か。

⇒ 3人以上で構成され、広島市内で地域の活性化やにぎわいづくりに取り組む団体が申請することができます。具体的には、町内会・自治会、商店街、NPO法人等を想定しています。

問1-2 問1-1で例示のあった「町内会・自治会、商店街、NPO法人等」以外は申請することができないか。

⇒ 主な設立目的が地域の活性化やにぎわいづくりでない団体（企業、文化・芸術団体やスポーツチーム等（以下、「企業等」という。))は、申請することはできません。ただし、企業等を1人の構成員として団体を構成していただくことで申請団体になることは可能です。

つまり、企業等は、単独では申請できませんが、それら3者以上で「地域の活性化やにぎわいづくりに取り組む団体」を構成することで申請することが可能です。

問1-3 少人数のグループでも補助対象となるのか。

⇒ 構成員が3人以上の団体で、本事業の趣旨に合致する活動を実施する団体と認められる場合には、補助の対象となります。

問1-4 新しく設立した（しようとしている）団体でも補助対象となるのか。

⇒ 団体の結成時期や活動実績に係る要件は設けておらず、新しく設立された団体でも本事業の趣旨に合致する活動を実施する団体と認められ、要件を満たす場合には補助の対象となります。

問1-5 広島市外の団体でも補助対象となるのか。

⇒ 取り組もうとしている事業の実施地域が、広島市内であれば補助の対象となります。

問1-6 他の公的な補助金の交付を受けて事業を実施している団体は、申請できないか。

⇒ 申請は可能です。ただし、他の公的な補助金等の交付を受けて実施する事業については、補助の対象になりません。（問2-4と関連）

問 1-7 規約や会則等を備えていない団体でも申請することはできるか。

⇒ 申請することはできません。

本補助金の交付申請の際には、事業計画のほか、団体の概要を記載した資料、規約・会則等の団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの）及び役員名簿を提出いただき、審査を行います。

問 1-8 令和2年度に補助を受けた団体は申請することはできるか。

⇒ 申請は可能です。（問 2-12 と関連）

2 補助対象となる事業について

問2-1 補助対象となる事業はどのようなものか。

⇒ 新型コロナウイルス感染症への対策を取りつつ、中長期的な視点に立ち、地域の魅力を高める取組（①地域資源に磨きをかける ②地域の強みをつくる ③新たな工夫を凝らしたにぎわいづくりを行う）で、具体的には以下のような活動が補助の対象となります。

（想定する取組例）

- (1) 山や川、海岸などでの来訪者が訪れやすい環境づくり
- (2) 地産地消により地域経済の好循環につなげるための加工場やキッチンカーの導入
- (3) デザインを活用した地域や地域の名産品のPR

問2-2 補助対象となる事業の実施期間はいつからいつまでか。

⇒ 補助金交付決定通知の日から令和5年3月31日までに実施する取組が対象となります。

問2-3 新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前から活動を実施しているが、こうした活動は補助対象となるのか。

⇒ 原則として、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえて、中長期的な視点に立ち、地域の魅力を高める「新たな取組」に対して補助することを考えており、既存の取組は補助の対象となりません。（単なる資機材の追加購入やホームページの更新も同様です。）

問2-4 国や県から補助金の交付を受けて事業を実施しているが、こうした事業は補助対象となるのか。

⇒ 国・広島県・本市のほか、国・広島県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業については、補助の対象にはなりません。

ただし、こうした他の公的補助金の交付を受けて実施している事業とは別に、新たな事業を実施しようとするものと客観的に認められる場合は、その新たな事業については補助の対象となります。

問2-5 集会所にエアコンや空気清浄機を設置したいと考えているが、補助対象事業となるか。

⇒ 単に地域の利便性の向上やコロナウイルス感染症対策を目的にする取組では、補助対象事業にはなりません。

問2-6 地域活動で利用している公園や学校用地において、トイレ等の設備整備を行いたいと考えているが、補助対象事業となるか。

⇒ 単に地域の利便性の向上を目的とする取組は、補助対象事業になりません。

仮に、地域で話し合った上で、施設整備を行うことで地域外からの誘客を図り、新たなにぎわいづくりを行いたいというものあれば補助対象事業になる可能性はありますが、市有地での実施を想定する場合、予め財産所管部署との調整が必要です。さらに、申請時には、財産所管課から事業の承諾を得ていることが分かる書類を提出してください。様式は任意です。

また、整備した施設は、以後申請者が責任をもって維持管理することになります。将来にわたり市への寄附は認められませんので十分に注意してください。なお、寄附する場合、補助金を返還する必要があります。

問2-7 「ウィズコロナ下」を踏まえた取組として、マスクや消毒液を購入し、地域住民に配布することを考えているが、補助対象事業となるか。

⇒ 単にコロナウイルス感染症対策を目的とする取組は、補助対象事業にはなりません。

問2-8 補助限度額（1,000万円）と比して、事業費が少額な事業でも補助対象事業となるか。

⇒ 補助対象事業の事業費に係る下限は設けておらず、事業費が少額であることを理由に補助対象外となることはありませんが、当事業がこれまでの枠組みを超えて思い切った後押しをするものである趣旨を踏まえると、既存の制度で対応可能なものは、そちらでの対応が望まれます。

問2-9 過去に「区の魅力と活力向上推進事業補助金」等の他の補助金を利用した事業について、その事業で導入した備品等をリニューアルするものは、補助対象事業となるか。

⇒ 本事業の趣旨に合致するものであれば、補助対象事業となりますが、単なる資機材の追加購入やホームページの更新と認められるものは対象となりません。

問2-10 現在、「区の魅力と活力推進事業補助金」に採択されている事業について、本補助金の趣旨に合致していると考えられ、本補助金の方が補助率が高いため、申請し直すことは可能か。

⇒ 原則、他の補助金で実施可能なものについては、そちらで実施が望まれます。

ただし、既に申請している事業について、中長期的な視点に立って地域で改めて話し合い、目指す姿を描いた上で、規模的に大きなことにチャレンジするといった本補助金の趣旨に合致するものであれば、申請は可能であると考えられますが、必ず採択されるわけではありませんので注意してください。なお、「区の魅力と活力推進事業補助金」との併用による事業実施は認められません。

問2-11 市全域を実施場所とした事業を展開したいが、補助対象事業となるか。

⇒ 補助対象事業にはなりません。

当補助金では、申請に当たって、地域の皆さんが地域のあり方をしっかり話し合い、考えるプロセスを経ているかを重要なポイントとしており、これらのプロセスを経ることができる範囲を実施場所として想定しています。このため、市全域を実施場所とするもの等、このプロセスを経ることが現実的でない事業は、補助対象外とします。

問2-12 令和2年度に実施した事業を継続させるための取組は、補助対象事業となるか。

⇒ 令和2年度に補助を受けた事業と関連性を認められる事業については、地域にとって真に必要な取り組みであるかを判断するため、新たに補助金を受けて実施する事業の必要性や発展性、事業効果等の観点から個別に聞き取り等を行う予定です。

3 補助対象経費について

問3-1 補助対象となる経費はどういったものか。

⇒ 補助対象事業の実施に要する経費から、次の経費（事務所経費、人件費等）等を除いた経費が補助対象経費となります。補助対象経費の10分の9以内の補助率で上限1,000万円とし、補助金を交付します。

（補助対象経費から除く経費）

- (1) 事務所経費、総会等会議開催費など団体の基礎的な運営に要する経費、人件費、飲食費
- (2) 個人の自宅や個別の店舗等に設置されるもの（ただし、商店街等が統一的な取組として実施するテラス営業に伴う机、椅子等の設置や、事業所の一部を地域開放スペースとするために必要な整備を行う場合を除く。）
- (3) 給付に係る現金等に要する経費
- (4) 割引サービスや特典付チケット発行等に要する経費
- (5) 社会通念上、適当な額を超えるものと認められる経費のうち、その超える部分の経費
- (6) 領収書等の支出を証明する書類の提出ができない経費
- (7) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるもの

問3-2 新しい生活様式を踏まえた取り組みとして、マスクや消毒液を購入し、地域住民に配布することを考えているが、補助対象経費となるか。

⇒ 単に新型コロナウイルス感染症対策だけを目的とする取組は補助対象事業にならないため、補助対象経費にもなりません。（問2-7と関連）

問3-3 コロナウイルス対策として店舗を改修する費用は、補助対象経費となるか。

⇒ 個別の店舗を改修する費用は対象になりません。

問3-4 個別の店舗等に設置されるものは補助対象にならないとのことだが、個別でない部分とはどういったものが想定されるか。

⇒ 個別でない部分とは、特定の地域住民等のみが利用できる閉鎖的な空間ではなく、地域外からの来訪者が利用できる等のスペースで、地域外からの来訪者がその利益を享受できるものであり、具体的には商店街のアーケードや空き店舗を活用した共有スペースを想定しています。

問3-5 補助金で取得した家屋や償却資産（機械・装置等）に係る固定資産税を補助金の対象経費としてもよいか。

⇒ 補助対象経費にはなりません。

そもそも、今年度取得した家屋等の固定資産税は翌年度以降に課税されることとなりますので、この固定資産税の負担を含めた家屋等の運用について、中長期的な視点から、地域で話し合い、計画を立てることが望まれます。

問3-6 予算書に記載する経費を積算する際、見積書を提出する必要があるか。

- ⇒ 提出は必須ではありませんが、申請後、予算の積算根拠となる資料を求める場合があります。
また、中古品の購入の場合は複数の業者からの見積徴取が確認できない場合は補助対象経費としません。(問3-7と関連)

問3-7 中古品の購入費用は補助対象経費となるか。

- ⇒ 中古市場での価格設定の妥当性が明確に判断できる中古品の購入費を補助対象経費とします。
中古品を購入する場合は、価格の妥当性を示すものとして同等品について、複数(2社以上)の中古品販売事業者から見積を取得し、申請時にご提出ください。
なお、以下に当てはまる場合は補助対象外です。

(中古品の購入時に補助対象外となるケース)

- (1) 個人からの購入
- (2) オークション(インターネットオークションを含む)による購入
- (3) 複数の見積取得を確認できないとき

問3-8 個人の土地ではあるが、地域のために無償で提供したいと思っており、そこに直売所や共有スペースを設置するための費用は補助対象経費か。

- ⇒ 特定の個人等に利益を得させる事業であるなど補助対象事業に当てはまらない場合やこれが不明確な場合は補助対象経費となりません。

補助対象経費として認められるためには、当ケースでは、例えば「申請団体と個人の間で契約書を交わす等して権利関係を明確にしていること」及び「直売所や共有スペースの管理運営体制」が分かる書類を申請書に添付していただく必要があります。

なお、補助金交付後に、実態として、特定の個人等に利益を得させていること等が判明した場合は補助金を返還していただくこともありますのでご注意ください。

問3-9 取引先の口座に入金する際に金融機関に支払う手数料(振込手数料)は補助対象経費か。

- ⇒ 補助対象経費とはなりません。

補助対象経費（例）

支出項目	対象となる経費	対象とならない経費
報償費	・協力者への謝礼金	・団体の構成員に支払う人件費 ・デザインを公募した際の賞金
印刷製本費	・地域を PR するためのポスターやチラシの印刷費	・特定の個人や宗教団体を PR するようなポスターやチラシの印刷費
原材料費	・主催イベントに用いる食材の購入費 ・直売所を整備するための資材の購入費	・団体の事務所で団体の構成員が消費する食材の購入費
消耗品費	・直売所に設置するのぼりの制作費	・団体の総会や事務連絡に用いる文房具の購入費やコピー用紙代 ・単に配布するための物品（消毒液、マスク、缶バッチ等）の購入費
使用料及び賃借料	・運搬用車両の借上料 ・会議室、会場等の借上料 ・機器類の備品の借上料	・団体事務所の賃貸料 ・団体内協議に用いる会議室等の借上料
通信運搬費	・広報に用いる郵便料金	・団体内の連絡に用いる電話料金や郵便料金、インターネット接続料金
委託料	・商品のパッケージデザイン料 ・本補助金で取得した建物の登記を専門家に委託する費用	・団体の構成員に事業を委託する場合における人件費に相当する費用
燃料費	・草刈り機やチェーンソー、発電機等の器具に使用する燃料費	・団体構成員の移動に伴う自動車燃料費
備品購入費 <small>※備品とは、性質又は形状を変えることなく比較的長く使用し、保存できる物品を言います。</small>	・テラス営業に用いるカフェテーブル ・キッチンカーの購入費	・オークションや個人を通した中古品の購入費
改装費	・住民が共同で使用する施設の改装費	・個別の店舗の改装費
その他	・飲食店の営業許可を得るための費用	・振込手数料 ・令和5年度以降に要する経費の手付金、内金、着手金、前払金（サーバ使用料、ソフトウェア利用料、保険料等） ・承諾を得られていない土地や建物で実施する事業に伴う経費

- ※ 各支出項目について、社会通念上適当と認められる額を超える部分が補助対象外となる場合があります。
- ※ 対象となる経費と対象とならない経費が混在し、それらを明確に区別できない経費は、「対象とならない経費」と判断します。
- ※ 補助事業精算時に提出される領収書等から補助対象とならない経費であると判明した場合は、補助金の返還の対象となります。

4 申請書類及びその提出先について

問4-1 申請に当たっては、どのような書類を提出すればよいか。

⇒ 以下の書類を提出してください。

- ・元気なまちづくりプロジェクト地域活動事業計画書【補助事業申請書】(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・予算書(様式第3号)
 - ※ 必要に応じて、後日積算の根拠となる資料を提出していただく場合があります。
 - ※ 中古品の購入費を補助対象経費に含める場合、複数業者の見積書の提出が必要です。
- ・資金収支計画書(様式第4号)
- ・団体の概要書(様式第5号)[規約・会則等団体の運営に関する規程や団体の役員名簿を添付]
 - ※ 複数の取組を行う場合は、それぞれの取組について「事業計画書(様式第2号)」及び「収支予算書(様式第3号)」を提出してください。
- ・本申請を申請団体の総会や役員会により決定したことを証する書類(議事録など)

なお、これらに加え、他人や他団体が所有する土地や建物等の財産あるいは公園等の公共施設を利用(占有)して事業を行う場合は、所有者等から事業の承諾を得ていることが分かる書類を提出してください。

問4-2 申請書類の提出先はどこか。

⇒ 各区役所地域起こし推進課(申請団体が商店街の場合は、経済観光局商業振興課)へ持参にて提出してください。

問4-3 申請団体は商店街であるが、他の補助金等の申請等を通して既に区地域起こし推進課と密接に関わりがある場合、申請書類を区に提出しても差し支えないか。

⇒ 差し支えありません。

問4-4 商店街が地域団体と協力して行う事業の場合、申請書の提出先はどこか。

⇒ 事業を実施する地域の属する区役所の地域起こし推進課にご提出ください。

問4-5 申請書類に「本申請を申請団体の総会や役員会により決定したことを証する書類(議事録など)」とあるが、これはなぜ必要か。また、どのような内容を書けばよいか。

⇒ 本補助金は地域の皆さんが「今後の自分たちのあり方」をしっかりと話し合い、考えるプロセスを経ているかを重視しているため、それらを確認するために提出を求めるものです。

具体的な内容としては、申請団体の総会等に係る「開催日、出席者、場所、各出席者の発言要旨」等をご記入ください。なお、決められた様式はありませんので、各団体の任意の様式でご提出ください。

5 その他

問5-1 1つの団体で複数の補助対象事業を行おうと思うが、補助金はそれぞれの事業ごとに交付されるのか。

⇒ 本補助金は、同一団体が複数の補助対象事業を行う場合であっても、同一団体につき複数の事業を合わせて補助上限1,000万円が適用されます。

問5-2 補助金はいつ支払われるのか、事業の終了の前にもらうことはできるのか。

⇒ 補助金は原則として交付決定の後、補助事業申請時に提出していただいた資金収支計画書（様式第4号）や各期の収支状況に基づき、第1期分を7月下旬頃、第2期分を10月頃、第3期分を1月頃の計3回に分けて事前に交付（概算払い）する予定です。なお、事業終了後、補助金の精算に当たり、補助の対象となる経費が交付決定時より減少している場合など、交付した補助金に過金が生じたときは、過金分を返納していただくようになります。

問5-3 交付決定の後に、活動内容や予算に変更が生じた場合、どういった手続きが必要か。

⇒ 以下の項目のいずれかに該当する場合は、事前に市へ変更申請を行い、当該変更に係る事業実施前に承認を受ける必要があります。

- ① 予算書に記載した予算額から1割以上の変更が見込まれるとき
- ② 予算書等に記載した支出内容（購入物品やその数量等）に変更が見込まれるとき
- ③ 事業計画書に記載した事業内容に変更が見込まれるとき

承認前に支出が決定した経費については対象経費として認められません。

承認には時間を要するため時間的に余裕をもって手続きを進めてください。団体の事業の都合で、承認に係る処理期間を短縮することはできません。

審査会を通して採択された事業を変更するということは重大な手続きであり、変更申請を行えば必ず承認されるものではありません。変更内容が、当初の申請と比べあまりにも異なる内容であると認められる場合には補助事業の取消による補助金返還になります。

問5-4 補助金で施設・備品等の整備を行ったが、これらを事業計画に記載した事業以外に使用してよいか。

⇒ 使用等に制限があります。

具体的には、補助金で整備した施設・備品等の取得価格等が、50万円以上、かつ、耐用年数を経過していないときは、市長の承認を受けないまま、当該施設等を補助事業以外に使用等することはできません。

なお、承認を受けないまま使用していることが判明した場合、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

問5-5 当初の予定よりも安価で事業実施できたため、この際、事業で使うので申請書等に記載していない物品を購入してもよいか。

⇒ 補助金は団体が自由に使うことができるものではなく、申請書に記載された内容に限り認められたものであるため、補助対象経費とはなりません。

問5-6 申請する事業について、活動地域の自治会等の同意は必須か。

⇒ 申請の要件ではありませんが、「地域でしっかり話し合い考えるプロセスを経ているか」は審査を行う上で重要なポイント（審査項目）としています。

問5-7 審査会では、申請団体がプレゼンテーション等を行う必要があるか。

⇒ 原則書面により審査を行います。申請内容によっては、申請後に個別に聞き取りや審査会での説明を求められることがあります。

問5-8 補助終了年度から起算して、3年間実績報告を求めるのはなぜか。

⇒ 本補助金は、中長期的な視点に立った取組に対して支援するものであり、補助終了後も自立して継続される見込みが高い事業を優先的に対象としたいと考えているためです。

問5-9 審査会の採点内容の詳細は公表されるか。

⇒ 事業毎の採択・不採択等の審査結果については各申請団体に通知し、その後、補助金の交付決定を受けた事業については市HPにおいて取組内容等を公表する予定としています。

問5-10 今回交付された補助金や、補助事業で物品を販売する等して得た収益は、課税対象となるか。

⇒ 事業の内容によって異なるため、団体の責任において個別に管轄の税務署に御相談ください。

問5-11 補助金で購入したグッズを販売することを検討しているが、この販売による売上を予算書の収入に計上してよいか。

⇒ 補助事業申請後の不確定な収入を予算書に計上することは認められません。

事業実施に当たっては、補助対象経費の10分の1以上を自己負担していただく必要があります。この自己負担は補助事業申請後に販売するグッズの売上やイベント実施に伴う収入を見込むのではなく、申請時点で団体で保有している団体の預金や定期的に会員から集める会費等の予め団体で御用意できる収入をもとに補助申請額を御検討ください。